

日本ソーラー・人力ボート協会

会則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協会は、日本ソーラー・人力ボート協会 (Japan Solar & Human powered Boat Association 略：J S H A) と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、事務所を静岡県に置く。

(目 的)

第 3 条 本協会の目的は、次の通りとする。

- (1) マリンレクリエーションの底辺拡大に寄与する活動を推進する。
- (2) 自然環境の保全と共に、地球規模の問題となっている、21世紀に向けての新エネルギーの開発を考える。
- (3) 協会の活動を通じ、地球社会の発展に貢献すると共に、国際交流及び親善を推進する。
- (4) J S H A 主催のソーラー&人力ボートレース大会を通して、各地において開催される同種のレース大会への助言を行う。

(事 業)

第 4 条 本協会は、その目的の達成のために次の事業を行う。

- (1) マリンレクリエーションの底辺拡大に寄与する活動を推進する。
- (2) 関連団体が行う事業の後援に関する事。
- (3) 競技規則に関する事。
- (4) 国際競技会への選手、役員の派遣に関する事。
- (5) 海外の競技団体との連携に関する事。
- (6) 海事思想の普及宣伝に関する事。
- (7) 普及発展を図るために必要な事業に関する事。
- (8) 記録の公認及び管理に関する事。
- (9) 調査研究に関する事。
- (10) 競技水面に関する事。
- (11) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員 及 び 会 費

(会員の種類)

第 5 条 本協会の目的は、次の通りとする。

- (1) 個人会員
- (2) 法人会員
- (3) 名誉会員

(会員の資格及び入会)

第 6 条 会員の資格は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げるところによる。

(1) 個人会員

本協会の目的に賛同する個人。

(2) 法人会員

本協会の目的に賛同する法人。

(3) 名誉会員

本協会に功労のあった者で、理事会において承認された個人又は法人。

2 会員（名誉会員を除く。以下次条において同じ。）として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、入会に際して、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、別に定める入会金及び会費を所定の納期までに納入しなければならない。

3 既に納入した入会金及び会費は変換しない。

(退 会)

第 8 条 退会を希望する会員は、退会届を会長に提出しなければならない。この場合において会費納入前に大会を届け出ても、その年度の会費は納入しなければならない。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議により、除名することができる。

(1) 本協会の体面を傷つけ、また目的に反する行為があったとき

(2) 会費の納入義務を履行しないとき

(3) その他会員として適当でないと認められたとき

第 3 章 役 員

(役員の種類)

第 10 条 本協会には次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名 以内
理 事	1 2 名 以内 (会長・副会長を含む)
監 事	2 名 以内

(役員を選任)

第 11 条 会長・副会長・理事及び監事は、理事会において選任する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は、2年とし1月1日より翌年の12月31日までとし、再任を妨げない。
ただし、期の途中で選任された役員任期は、その期の末日までとする。役員は、任期満了後も後任者が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務)

第 13 条 会長は、本協会を代表し、会務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合は、その職務を代行する。
3 理事は、理事会の構成員として会務を執行し、本協会の目的達成に必要な事業の推進にあたる。

(役員引き継ぎ)

第 14 条 役員は、その職務の終了したとき、必ず文章にて必要事項を次期役員へ引き継ぐものとする。期の途中において引き継ぐときも同様とする。

(役員報酬)

第 15 条 役員には、理事会の決定により当協会より報酬を支払うことができる。

(顧問)

第 16 条 本協会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

第 4 章 理 事 会

(理事会構成)

第 17 条 理事会は、会長・副会長・理事及び監事をもって構成する。

(理事会構成)

第 18 条 理事会における議決は、次の通りとする。
イ 役員選任及び解任
ロ 入会金及び会費の変更
ハ 諸規定、諸規則の制定及び改廃
ニ 事業計画並びに収支予算の決定及び変更
ホ 事業報告・収支決算
ヘ 組織
ト その他特に重要な事項

(理事会の招集)

第 19 条 理事会は、原則として毎年 1 回以上開催するものとし、会長がこれを招集する。

- 2 前項に規定する場合のほか、理事会の構成員の 3 分の 1 以上から会議の目的を示した書面により、理事会の開催請求があった場合は、その請求があった日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決)

第 20 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。但し、出席した理事の承認を得て会長が議長を指名することができる。

- 2 理事会は、その構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、その議決は出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委任状の提出)

第 21 条 理事会に出席することのできない構成員は、欠席届と共に当日の審議事項に対し委任状を提出しなければならない。

第 5 章 委 員 会

(委員会の設置)

第 22 条 本協会は、その目的の達成に必要な重要事項を研究し、審議し、かつ実施するため必要な委員会を置く。

(委員会の設置)

第 23 条 委員長は、会長が任命する。

(委員会の業務)

第 24 条 各委員会は、理事会の承認を経た事業計画並びに職務分掌により、その達成に努め、もって本協会の発展をはかる。

- 2 委員長は理事会で報告することができる。

第 6 章 事 務 局

(事務局の設置)

第 25 条 本協会の事務を処理するために事務局を置く。

(事務局)

第 26 条 事務局長は事務局を統括する。

第7章 資産及び会計

(資産及び管理)

第 27 条 本協会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 会費
- (4) 寄付金・補助金
- (5) その他の収入等

(会計年度)

第 28 条 本協会の事業及び会計年度は、1月1日に始まり、当年12月31日に終わる。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 29 条 本会則は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

(財産の請求権)

第 30 条 退会、又は除名された会員は、本協会の資産に関してなんらの請求もすることができない。

(財産の請求権)

第 31 条 本協会は理事会の議決によって解散する。

残余財産は、精算人を選任し、財産処分の方法を定め、理事会の議決を得てこれを処分する。

(附 則)

- 1 本会則は、本協会の設立の日（1996年12月4日）から施行する。
- 2 本協会の最初の事業年度は、第28条の規定にかかわらず、その設立の日に始まり、1996年12月31日に終わるものとする。
- 3 本協会の発起人会において、本協会設立後理事となるべき者として指名された者は、本協会設立時において、第11条の規定により理事に選任された者とみなす。

版数	発効日	改訂履歴
第1版	1996年12月04日	初版発行
第1.1版	2015年06月30日	第1章第3条の「目的」に（1）項を追加。
第1.2版	2016年05月10日	理事人数及び事務局住所の訂正。



日本ソーラー・人力ボート協会事務局
〒432-8005 静岡県浜松市西区神ヶ谷町 1278-1 吉村直久方
TEL : 090-7911-3104 Eメール : naramusiyo@ck.tnc.ne.jp